

小監公告第7号
令和2年3月17日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤沼千春

小山市監査委員 小川一久

小山市監査委員 関良平

記

1. 監査対象

建設水道部 建設政策課 道路課 建築課 上下水道総務課
上下水道施設課

2. 監査期日

令和2年1月15日・20日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

小監公告第8号
令和2年3月17日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤沼千春

小山市監査委員 小川一久

小山市監査委員 関良平

記

1. 監査対象

都市整備部 都市計画課 新都市整備推進課 区画整理課
 水と緑の推進課 建築指導課

2. 監査期日

令和2年2月5日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。

小監公告第9号
令和2年5月19日

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表する。

小山市監査委員 藤沼千春

小山市監査委員 小川一久

小山市監査委員 関良平

記

1. 監査対象

秘書広報局 議会事務局 選挙管理委員会
農業委員会事務局 出納室

2. 監査期日

令和2年2月14日・3月11日

3. 監査の主眼点

あらかじめ提出を求めた資料と関係帳簿及び証ひょう書類を主体として照査検討し、かつ関係職員の説明を聴取して、その執行状況から財務に関する事務の効果と適法性について監査を実施した。

4. 監査の結果

総括的にその執行状況は概ね良好なものと認められた。